

村山市“小規模企業活性化補助金”

市内に主たる事業所を有する小規模企業の経営安定や持続発展を支援するため、「村山市小規模企業活性化補助金」事業を実施します。事業所や小規模企業で構成される団体に対し、対象経費の一部を補助しますので、該当する場合はお申込みください。

👁️ 補助対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有する小規模事業者
- (2) 市税等を滞納していない者

小規模事業者の定義(業種と常用従業員数)

- (1) 製造業・建設業・運輸業その他の業種(20人以下)
- (2) 卸売業(5人以下)
- (3) サービス業(5人以下)
- (4) 小売業(5人以下)

👁️ 補助内容

補助率： 補助対象経費の1/3～1/2以内

補助額： 上限10万円

No	補助対象経費(消費税及び地方消費税は除きます)	補助率	上限額
1	市内で開催する新事業(催事)や既存事業拡充分	1/3以内	10万円
2	10万円以上の生産設備の導入・更新	1/2以内	10万円
3	10万円以上の生産性の向上に必要なソフトウェア等の取得	1/2以内	10万円
4	10万円以上のオンライン商談に必要な機材の購入	1/2以内	10万円

※1から4のいずれかで、年度内1回を限度とし過去3年間同様の補助を受けていないこと。

※同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、本補助金を重複して受けることはできません。

※補助金の額は、千円未満切り捨てとなります。

👁️ 申請期間

令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火)

※予算に限りがありますので、希望する方は早めにお問い合わせください。

【問合せ先】 商工観光課 商工業振興係 ☎ 55-2111(内線 153)